

見附市シェアサイクル PiPPA  
サイクルポート設置要綱

令和3年8月26日  
見附市地域公共交通活性化協議会

(目的)

第1条 この要綱は、見附市地域公共交通活性化協議会（以下、協議会）が運用するシェアサイクル PiPPA に関して、事業者が、その所有する土地にサイクルポート設置を行う場合の設置条件を定めるものとする。

(設置条件)

第2条 設置にあたっては、見附市内で下記すべての条件を満たさなければならない。

- (1) サイクルポートとして、屋根付き駐輪場や建物の張り出し等により PiPPA が直接雨にあたらぬスペースを確保できること。
- (2) 第1号に規定するスペースに関して、PiPPA3台以上の駐輪が可能であること。
- (3) 既設のサイクルポートから概ね半径300m以上離れていること。
- (4) サイクルポートの景観維持のため、周囲のゴミ拾いや自転車の汚れ落としを設置事業者が定期的実施できること。
- (5) PiPPA 利用に関する問合せを市民から受けた場合、PiPPA 安心サポートセンター(0120-288-870)への電話案内を行うことができること。
- (6) 当該場所への設置が、利用者の利便性向上および、PiPPA の普及促進につながるかと会長が判断すること。
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがないと認められること。

(申請方法・申請資格)

第3条 サイクルポートの設置を希望する事業者は、別紙様式1による申請書を提出しなければならない。

2 会長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、許可したときは、申請者に対して別紙様式2による許可書を発行する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請をすることができない。

- (1) 市に納付すべき税金を滞納している場合。
- (2) 暴力団または暴力団構成員に該当する場合。
- (3) 過去2年以内に法令違反がある場合。

(設置期間)

第4条 サイクルポートの設置期間は4月1日～11月30日とする。ただし、状況により期間を変更する場合がある。

2 第1項で定める設置期間外については、PiPPA を市が回収・保管する。

(設置中止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、サイクルポートの設置を中止する。

- (1) 申請者から設置中止の申出を受けた場合。

(2) 事業者の廃業等により、駐輪場の維持管理が行えなくなった場合。

(3) 当該サイクルポートの設置継続が、PiPPA の運用に著しく支障を与えると会長が判断した場合。

2 設置中止日に関しては、設置事業者と協議会とが別途協議の上、決定する。

(申請の受付期間)

第6条 設置申請に期限は設けない。ただし、申請時点の PiPPA 運用台数と既設サイクルポート数に鑑み、新規設置により、各サイクルポートへ一定以上の PiPPA 台数を配置できないと判断される場合は、申請のお断りもしくは受付を中止する。

<別紙様式 1>

見附市地域公共交通活性化協議会  
会長 久住 時男 宛て

令和 年 月 日

PiPPA サイクルポート 設置申請書

申請者：

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

見附市内で運用しているシェアサイクル PiPPA に関して、自らの所有地にサイクルポートを設置するため、『見附市シェアサイクル PiPPA サイクルポート設置要綱』の内容を理解し、これを了解した上で、必要書類を添えて設置申請いたします。

<必要書類>

- ・ 設置位置の図面
- ・ 屋根を新しく作る場合は、その計画書

**【提出先】**

〒954-8686 見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号

見附市地域公共交通活性化協議会 事務局（見附市企画調整課内）

TEL : 0258 - 62-1700 Fax : 0258 - 63-1006

e-mail : kikaku@city.mitsuke.niigata.jp

<別紙様式 2>

様

見 公 協 第 号  
令和 年 月 日

PiPPA サイクルポート 設置許可書

見附市地域公共交通活性化協議会  
会長 久住 時男

月 日付で申請のあった PiPPA サイクルポート設置申請について、審査の結果、設置が適当と判断したため、設置を許可する。

<許可条件>